

プロジェクト 税効果会計

項目 第 310 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

I 本資料の目的

1. 本資料は、前回の企業会計基準委員会（第 310 回・2015 年 4 月 30 日開催）で議論された次の事項について、聞かれた主な意見をまとめたものである。
 - 開示（注記）に関する進め方の検討
 - 適用時期等の検討
 - コメント募集のための公開期間の検討
 - コメント募集及び公開草案の概要（案）の検討
 - 適用指針の文案の検討

II 開示（注記）に関する進め方の検討

2. 前回の企業会計基準委員会では、事務局より、日本公認会計士協会の税効果会計に関連する他の実務指針の移管に係る審議を行う際に税効果会計に関する注記事項の見直しを行うことを提案し、審議を行ったところ、下記の意見が聞かれた。
 - (1) 事務局提案に賛成する。税効果会計に関する現行の開示は十分ではないが、開示の見直しを監査委員会報告第 66 号の移管と同時に行うことは困難であると考えている。

なお、開示の見直しにあたって、IFRS や米国会計基準における開示との比較検討を行うことも必要だと考えている。
 - (2) 基本的には会計処理と開示は同時に検討すべきであり、今回見直しを行った部分については開示の追加の検討が本来は必要である。一方、開示を総合的に検討することがより適切であるとの意見があることも理解している。そのような状況を踏まえ、本公開草案で「コメント募集」において質問事項を設ける進め方に同意する。ただし、「コメント募集」により得られた意見を踏まえ、早急に見直すことが必要であると考えている。

なお、「コメント募集」における注記事項に関する質問のうち、第 1 段落、第 3 段落及び第 4 段落は現行の注記事項で十分な開示が行われているかどうかに関連する質問であるのに対し、第 2 段落は本公開草案で提案されている取扱いに伴う注記事項の追加に関連する質問であると理解している。読みやすさの観点から、質問の記載順序について見直しを行ってはどうか。

- (3) 事務局提案に賛成である。開示に係る審議はまだ十分ではなく、繰延税金資産の回収可能性に関連する開示の有効性やコストについて審議を尽くす必要がある。IFRSにおける詳細な開示例に関して、目的に沿っているか、有効性があるかについて疑問がある部分もあった。十分に審議を行ってからルールを定めることが適切である。
- (4) 開示について、今回の公開草案と同時に提案できないということであれば、「コメント募集」において注記事項に関する質問を設けること、その別紙2において他の実務指針に係る審議は速やかに進めていく予定であると記載する対応を図ることで、開示に関する検討が遅れないように審議を進めていただきたい。

Ⅲ 適用時期等の検討

適用指針案の適用に関する取扱い

3. 前回の企業会計基準委員会では、事務局より、次の代替案を検討したうえで、適用指針案全体について会計方針の変更として取扱うこととする一方で、「コメント募集」において質問項目を設けて意見を聴取することを提案し、審議を行ったところ、下記の意見が聞かれた。
- (代替案 A) ハイレベルな会計方針は変更されていないとして、会計方針の変更とは取り扱わない。
- (代替案 B) 適用指針案の個別の条項ごとに会計方針の変更かどうかを決定する。
- (代替案 C) 会計方針の変更として取り扱うが、期首時点の影響額について利益剰余金に加減しない経過的な取扱いを設ける。

適用指針案の適用による影響額は当期の損益に計上すべきとする意見

- ⇒ 審議事項(5)-5-2「第310回企業会計基準委員会で聞かれた意見—会計方針の変更又は会計上の見積りの変更との関係に関する論点」を参照。

ガイダンス・レベルの改正が直ちに会計方針の変更に該当するとは言えないとの意見

- (1) 検討資料では、遡及基準において会計基準等の改正に新たな会計基準等の設定が含まれるとされている(第5項(1))ことに基いて、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更に該当するかどうかを議論する論理展開となっている。しかし、遡及基準第4項(5)において会計方針の変更とは「従来採用していた一般に公正妥当と認められた会計方針から他の一般に公正妥当と認められた会計方針に変更すること」とされており、遡及基準第5項(1)は、遡及基準第4項(5)にいう会計方針の変更に該当するものについて会計基準等の改正に伴う

変更と自発的な変更に分類することを定めているものであるため、論理展開の順序としては逆であると考えられる。

新たな会計基準等の設定が行われたとしても、ガイダンス・レベルでの設定の場合には、遡及基準に照らして、直ちに会計方針の変更に該当するとは言えないとの論理構成はあり得るのではないか。

早期適用に関する検討

4. 前回の企業会計基準委員会では、事務局より、年度末に早期適用する際の当該年度の期首に係る検討についての記載を追加したうえで、年度末からの早期適用を認めることを提案し、審議を行ったところ、下記の意見が聞かれた。

年度末からの早期適用を認めるべきとする意見

- (1) 2016年3月期の年度末から早期適用を認める事務局提案に賛成である。今回の適用指針案により、できるだけ早く企業の実態をより適切に反映することが望ましい。当初想定したより審議が遅れ気味であることを踏まえると、少なくとも早期適用を認めることは必要である。

事務局提案によると、早期適用するにあたって期首の利益剰余金への影響を算定する必要があるが、遡る期間が1年に満たないため、実務的に可能である。

- (2) 今回の適用指針案が、監査委員会報告第66号の運用上の問題点に対応して明確化や改善を図ったものであることから、できるだけ早く早期適用を認めることが望ましい。

期首に遡って利益剰余金への影響を把握することについての懸念が聞かれている。しかし、影響がある企業は、従来の監査委員会報告第66号の下で繰延税金資産について監査人との間で多くの議論を行っている企業であると考えられるため、期首についての資料は既に存在しているのではないかと。1年前の状況について存在しなかった資料を作成することは容易でないと思われるが、他方で、何年も遡るわけではないため、既に存在している資料を収集することは難しくないと考えられる。

期首に遡って判断することに懸念があり、質問事項を追加すべきとの意見

- (3) 今回の適用指針案をできるだけ早く適用できるようにすべきとの意見があることは理解する。ただ、2016年3月期の年度末に早期適用する場合、期首の2015年4月1日に遡って当該時点の状態を確認する必要がある点に懸念がある。遡ることについて準備ができていない企業もあるかもしれないが、過去の状態を確認することが難しい場合があると考えられる。早期適用について、期首に遡るこ

との難しさが文案に十分に記載されているか、よく検討いただきたい。

また、「コメント募集」において、年度末から早期適用を認めることについて質問を追加することが適切である。

なお、強制適用の場合でも、第1四半期の決算において期首に遡ることになるから懸念している問題点は同じように生じるとの意見も聞かれているが、強制適用の場合には、前期末において未適用の会計基準等に関する注記として、適用指針案の適用による影響に関する記述を行うことになるため、早期適用の場合のような懸念は生じないのではないか。

IV コメント募集のための公開期間の検討

5. 前回の企業会計基準委員会では、事務局より、本公開草案の公開期間を2ヶ月とすることを提案し、審議を行ったところ、下記の意見が聞かれた。

2ヶ月で十分であるとの意見

- (1) 公開期間は2ヶ月で十分である。今回の公開草案は論点が絞られていること、審議の過程で財務諸表作成者や財務諸表利用者に対する意見聴取（アウトリーチ）が実施されたことにより、2ヶ月あればコメント形成には十分である。むしろ、できるだけ早く適用指針が最終化されることによって企業の実態がより適切に反映されることが重要である。

したがって、適正手続規則において最低限必要とされている2ヶ月で十分であると考える。

V 適用指針の文案の検討

6. 前回の企業会計基準委員会では、適用指針の文案について下記の意見が聞かれた。

長期解消将来減算一時差異について

- (1) 今回の文案では、長期解消将来減算一時差異について表現を見直し、「回収可能性がある」と判断できるものとする」との表現が提案されている。監査委員会報告第66号における取扱いを踏襲する趣旨であるとの説明は理解したが、同じ表現であっても、監査委員会報告第66号における主体は監査人であり、適用指針案における主体は財務諸表作成者であるから、同一の意味にはならない点には留意が必要である。

以上